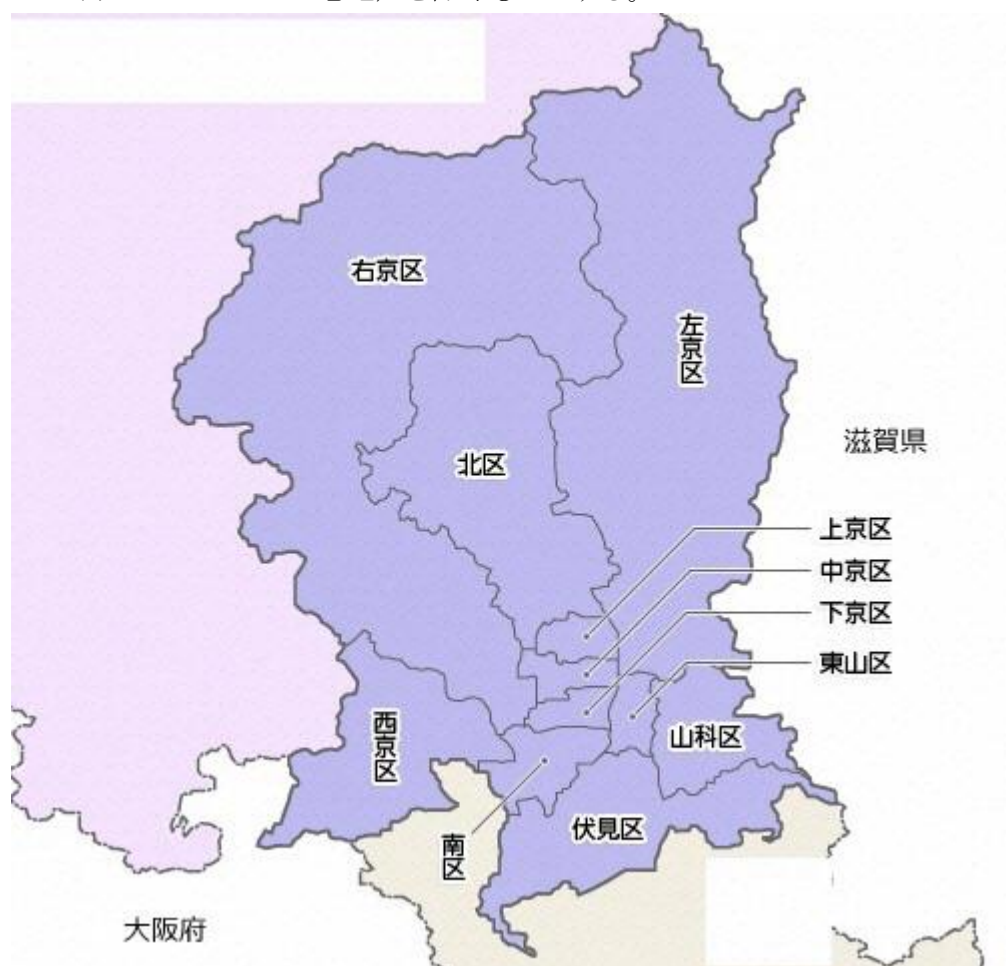


京都市地域未来投資促進基本計画

1 基本計画の対象となる区域（促進区域）

（１）促進区域

促進する区域は、平成 29 年 9 月 1 日現在における京都府京都市の行政区域とする。面積は、82,783 ヘクタールである。ただし、自然公園法に規定する自然公園地域（琵琶湖国定公園，京丹波高原国定公園），京都府立自然公園条例に規定する京都府自然公園地域（京都府立保津峡自然公園），鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に規定する鳥獣保護区（鞍馬，衣笠花園，東山，花脊，山科，八丁平，嵐山，宇多野北嵯峨，大悲山，大枝，ポンポン山，比叡山，宝池深泥池，鴨川，京都御苑），自然環境保全法に基づく，京都府環境を守り育てる条例で指定する歴史的な自然環境保全地域，京都府自然環境保全地域（片波川源流域京都府自然環境保全地域，花脊大悲山，小塩山，常照皇寺），環境省指定の特定植物群落，生物多様性の観点から重要度の高い湿地に選定の湿地（淀川水系，八丁平湿原，深泥池湿地，ナゴヤダルマガエルの生息地）を除くものとする。



(2) 地域の特徴（地理的条件、インフラの整備状況、産業構造、人口分布の状況等）

【地理的条件】

京都市は京都府の南部に位置し、同府の府庁所在地である。北、東、西を山に囲まれた盆地で、東側に鴨川、西側に桂川と2つの大きな川が流れている。

【インフラの整備状況】

JR（東海道本線、山陰本線、奈良線）、東海道新幹線、近畿日本鉄道、京阪電気鉄道、阪急電鉄、京福電気鉄道、京都市交通局高速鉄道や各社バス、タクシー等の公共交通機関を豊富に有しているほか、西部に京都縦貫自動車道、南部に中央自動車道西宮線等が整備され、市内外への交通が至便である。さらに、関西国際空港まで特急電車で約75分と近く、国内外へのアクセスも容易である。

【産業構造】

京都市は、7万以上の事業所を有し、産業構成としては、第2次産業が2割弱、第3次産業が8割を超えている。特に、事業所数では、卸売業、小売業が約27%、宿泊業、飲食サービス業が約15%と高い割合を示している。

特に、環境・エネルギー分野やライフサイエンス分野をはじめとする産業分野で独自の強みを発揮して国内外の市場で高いシェアを誇る研究開発型企業や、これらの技術革新からICT関連の新製品を生み出したICT関連企業が数多く立地している。

また本市は、千年以上にわたって日本の首都であり続けた歴史を有するとともに、文学、狂言、歌舞伎などの文化を生み出してきた土壌を有し、現在でも映画撮影所をはじめとするコンテンツ産業が集積するまちであり、年間5,000万を超える人が訪れる観光のまちでもある。

さらに、伝統行事の運営から門掃きまで幅広い市民主体の地域活動が活発に行われていることが基盤となり、ソーシャルビジネスに取り組む人材が京町家をはじめとする歴史的な景観を守りながら事業を展開するなど、まちづくり分野での事業展開も活発に進められている。

また、京都市は、女子プロ野球、サッカー、バスケットのプロチームが本拠地を構えるとともに、全国女子駅伝をはじめとするスポーツイベントが開催されるスポーツ都市でもある。

【人口動態】

京都市の人口は、昭和60年頃にピークを迎え、平成6年まで減少に転じていたが、平成7年から増加傾向に転じ、約147万人で推移している。平成27年の国勢調査の結果、本市人口は1,475,183人となり、平成22年の1,474,015人から1,168人増加した。

社会動態の状況をみると、平成23年以降は転入超過の状況にあり、平成28年は、平成27年に続き、約3千人の転入超過であった。一方で、自然動態は少子高齢化により減少傾向にある。今後、全国的に人口減少が進む中で、転入超過の維持・向上も難しくなることが想定され、自然動態の減少を補いきれず、人口減少傾向になると見込まれる。

平成27年に策定した「まち・ひと・しごと・こころ京都創生」総合戦略では、今後の本市人口について、2060年には111万人にまで減少すると推計している。

2 地域経済牽引事業の促進による経済的効果に関する目標

(1) 目指すべき地域の将来像の概略

平成 28 年 3 月に「京都市産業戦略ビジョン」を策定し、「成長市場を獲得する新たな産業分野の振興」、「創造的なまちづくり」、「誰もが働きやすい職場や技術、ノウハウを継承できるビジネス環境の整備」の 3 つの施策展開の方向性を示した。これに基づき、グリーン、ライフ、コンテンツの成長分野を中心に新事業の創出や新たな産業集積を生むための企業の育成や誘致を推進するほか、伝統文化、宗教、学術、ICT 産業など京都が有する資源を活用して、国内外から創造的な人を呼び込むこと等により、新たな価値や社会的企業を創造し、国内外に発信できるまちを目指している。

また、令和 3 年 3 月に策定した「京都観光振興計画 2025」では、京都観光が目指す姿として「市民の暮らしの豊かさの向上、地域や社会の課題解決、SDGs の達成に貢献し、感染症や災害などの様々な危機や環境問題に対応していく持続可能な観光」を掲げ、観光の力により地域経済の活性化を図るとともに、観光事業従事者の意欲・満足度の向上や能力開発等の支援、観光事業者の生産性向上・競争力強化や観光分野における起業、新たな事業創出等の支援による観光関連ビジネスの活性化を図ることとしている。

さらに、プロスポーツチーム「京都サンガ F.C.」（日本プロサッカーリーグ）、「京都ハンナリーズ」（日本プロバスケットボールリーグ）、「京都フローラ」（日本女子プロ野球リーグ）のホームタウンであることや都道府県対抗女子駅伝、京都マラソン等が開催されていることに加え、平成 31 年の「ラグビーワールドカップ 2019」、令和 4 年の「ワールドマスターズゲームズ 2021 関西」等の大規模スポーツイベントの開催を控えており、これを機にスポーツによる付加価値創出の取組を強化していく。

これらを経済界・企業、大学、産業支援機関等と連携して施策を推進することで、京都経済の活性化と質の高い雇用の確保に取り組み、市民所得の向上により、豊かな市民生活を実現させるという経済の好循環を目指している。

(2) 経済的効果の目標

【経済的効果の目標】

	現状	計画終了後	増加率
地域経済牽引事業による付加価値創出額	—	3,050 百万円	

(算定根拠)

1 件当たりの平均 5,900 万円の付加価値額を創出する地域経済牽引事業を 43 件創出し、これらの地域経済牽引事業が促進区域で 1.2 倍の波及効果を与え、促進区域で約 3,050 百万円の付加価値を創出することを目指す。

【任意記載の KPI】

	現状	計画終了後	増加率
地域経済牽引事業の新規事業件数	—	43	
地域経済牽引事業の平均付加価値額	—	5,900 万円	
新産業や知恵産業の創造を牽引する企業認定数	319 (平成 28 年度末)	500	57%の増

3 地域経済牽引事業として求められる事業内容に関する事項

本計画において、地域経済牽引事業とは以下の（１）～（３）の要件を全て満たす事業をいう。

（１）地域の特性の活用

「５ 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項」において記載する地域の特性及びその活用戦略に沿った事業であること。

（２）高い付加価値の創出

地域経済牽引事業計画の計画期間を通じた地域経済牽引事業による付加価値増加分が 4,362 万円（京都府の 1 事業所当たり平均付加価値額（平成 24 年経済センサス—活動調査）を上回ること。

（３）地域の事業者に対する相当の経済的効果

地域経済牽引事業計画の計画期間を通じた地域経済牽引事業の実施により、促進区域内において、以下のいずれかの効果が見込まれること。

- ①地域経済牽引事業を行うことにより促進区域内に所在する事業者の売上が、開始年度比で 4.6%増加すること。
- ②地域経済牽引事業を行うことにより促進区域内に所在する事業者の雇用者数が、開始年度比で 4.6%増加すること。
- ③地域経済牽引事業を行うことにより促進区域内に所在する事業者との取引額が、開始年度比で 4.6%増加すること。

4 促進区域の区域内において特に重点的に地域経済牽引事業の促進を図るべき区域（重点促進区域）を定める場合にあっては、その区域

（１）重点促進区域

重点促進区域は、向島国道１号周辺の以下の区域（約 43ha）とする。

- ・向島下五反田，向島上五反田，向島柳島，向島大黒，向島新大河原

（概況及び公共施設等の整備状況）

本区域は、市域の南部に位置し、国道１号及び第二京阪道路が区域の中央を縦断しており、第二京阪道路巨椋池 IC に近接するとともに、京滋バイパスの久御山 IC や巨椋 IC にも 10 分以内でアクセスが可能な、交通インフラの充実した区域である。

また、本区域に近接している市街化区域において、グローバルに活躍する企業が立地しており、市内最大の産業集積エリアであるらくなん進都とのアクセスにも優れている。

このような、国道１号や、第二京阪道路等が持つ交通・物流環境に恵まれた特性を活かし、近接するらくなん進都との相乗効果を発揮させるためには、本区域において地域経済牽引事業を促進することが適当であるため、重点促進区域に設定する。

また、本区域は全域が農業振興地域外の農地及び市街化調整区域であることから、「9 地域経済牽引事業の促進を図るための土地利用の調整を行う場合にあっては、その基本的な事項」において、土地利用の調整方針を記載する。本区域は全域が市街化調整区域であるが、都市計画法の枠組みを活用して開発を行う予定であり、本制度による土地利用調整は行わない。

なお、自然公園法に規定する区域や鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に規定する鳥獣保護区等環境保全上重要な地域、環境省が自然環境保全基礎調査で選定した特定植物群落は、本区域内には存在しない。

（関連計画における記載等）

①京都市基本計画

産業構造の強靱化に向けた企業の事業環境の整備を掲げ、企業立地促進施策の充実や事業用地の創出によって、新たな産業集積を生み出す事業環境を整備し、市内企業の事業拡大や新たな企業の誘致を促進することで、産業の重層性をさらに高め、リスクに強い産業構造への進化を図ることとしている。

②京都市都市計画マスタープラン

市街化調整区域について、無秩序な開発を防止することを前提に、既存集落をはじめとする地域の定住人口の確保や、産業用地を維持し、創出するなど、地域の将来像の実現にふさわしい土地利用の誘導を図ることとしている。

③京都農業振興地域整備計画書

土地利用の構想として、新たな市街地の形成に当たっては、農地との調和を図りつつ、秩序のある土地利用を進めることとしている。

(重点促进区域图)



京都市内の工業・工業専用地域においては、相当数の企業が立地し集積が進んでおり、残存している用地は、中小規模の産業用地として活用は可能なものの、一定規模のまとまった産業用地を確保することが困難な状況である。そのため、産業用地周辺の農地との調和を図ることを前提に、産業用地の確保が必要である。

また、本区域に近接している市街化区域において、グローバルに活躍する企業が立地しており、市内最大の産業集積エリアである、らくなん進都とのアクセスにも優れていることから、本区域を重点促進区域に設定し、地域経済牽引事業を促進することで、近隣エリアとの相乗効果を発揮させるのに適した区域である。

以上のことから、本区域を重点促進区域に設定する。

5 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項

(1) 地域の特性及びその活用戦略

- ①京都市の伝統産業・先端産業等の製造業の産業集積を活用した成長ものづくり分野
- ②京都市の ICT 関連の産業集積を活用した第 4 次産業革命分野
- ③京都市の 1200 年を超える歴史に育まれた多様な文化等の観光資源を活用した観光・スポーツ・文化分野
- ④京都市のグリーン産業の産業集積を活用した環境・エネルギー分野
- ⑤京都市の医療・健康関連等の産業集積を活用したヘルスケア・ライフサイエンス分野
- ⑥京都市のコンテンツ関連の産業集積を活用したコンテンツ産業分野
- ⑦京都市のソーシャルビジネスに取り組む人材を活用したまちづくり分野
- ⑧京都市の飲料食品製造業の産業集積を活用した飲食料品分野
- ⑨京都市の高速道路網等の交通インフラを活用した物流関連分野

(2) 選定の理由

- ①京都市の伝統産業・先端産業等の製造業の産業集積を活用した成長ものづくり分野

京都市の伝統産業・先端産業等の製造業は、平成 26 年工業統計調査によると、30 人以上の事業所において、事業所数 2,296 箇所（特別区を除く市町村順位 5 位）、従業員数 62,501 人（特別区を除く市町村順位 7 位）、製造品出荷額等 2 兆 1,092 億 4749 万円（特別区を除く市町村順位 16 位）の実績があり、全国有数の「ものづくり都市」である。

京都市は、平安時代の朝廷による政治・儀式に必要な用具等を生産した宮廷工業にその技術ルーツがある伝統産業があり、「みやびの文化」とともに発展を重ね、西陣織、京友禅、京焼・清水焼をはじめとする 74 品目もの伝統産業製品が存在するなど、世界を代表する「伝統産業の総合産地」としての特性を有している。加えて、伝統産業における技術開発や製品改良から新たなイノベーションを生み出し、伝統産業を「先端産業」へと発展させてきた歴史がある。

例えば、京都市には、オムロン(株)、京セラ(株)、(株)ジーエス・ユアサコーポレーション、(株)島津製作所、(株)SCREENホールディングス、宝ホールディングス(株)、日本電産(株)、任天堂(株)、(株)堀場製作所、ローム(株)、(株)ワコールホールディングス（50 音順）などのグローバルに活躍する企業が本社、開発拠点をもち、集積している。

また、京都市は、ノーベル賞受賞者を多数輩出してきた「大学のまち」であり、国立大学法人京都大学をはじめとした、38 もの大学・短期大学による多彩で高度な研究成果を誇る大学・研究機関が豊富に存在しているとともに、京大桂ベンチャープラザ（北館・南館）やクリエイション・コア京都御車、京都市成長産業創造センターなど、産学公連携を背景にしたインキュベーション施設や、地方独立行政法人京都市産業技術研究所及び公益財団法人京

都高度技術研究所などの産学公連携等において、豊富な実績を有する産業支援機関も存在している。

平成 31 年には、官民連携により中小企業の人材育成を行う人づくりの総合的な支援を行うため「京都経済センター」を建設・整備し、経済団体・中小企業団体・支援機能等の集積を図るとともに、中小企業の育成や、産学公連携の促進、海外への販路開拓等の支援をワンストップで行い、域内の企業が抱える課題に対処している。さらに、起業にチャレンジする学生や若者、イノベーター等が常に集まり交流する場としての機能も持ち、異業種の担い手の交流による 6 次産業創業支援など、次代の産業の担い手の総合的な育成も行い、政府が進める「人づくり革命」を地域から牽引する。上記の支援を行うことで、能力の高い人材が域内に供給され、新たな事業を行う企業や起業が増加し、雇用の増加や取引を行う企業の売上増加が見込まれるため、成長ものづくり産業の付加価値向上につながる。

京都市において、これらの企業集積、大学・研究機関、インキュベーション施設及び産業支援機関等は、成長ものづくり分野における地域経済牽引事業を創出・促進していくための不可欠な基盤であるとともに、本市が生かしていくべき特性である。平成 28 年 3 月に策定した「京都市産業戦略ビジョン」に基づき、これらの機関等と連携しながら、ベンチャー・中小企業の育成・発展支援、企業立地環境の整備、企業誘致等の取組を推進し、ものづくりの高付加価値化を図っている。

さらに、京都市では、次代の京都市経済を担う企業の発掘・育成等を図る認定制度を設けるとともに、認定企業に対して、認定制度に応募した事業プランの実現や課題解決に向けた支援を行うことで、企業育成に繋げている。

【認定企業数】京都市ベンチャー企業目利き委員会 A ランク認定（全 150 社）、
オスカー認定（全 216 社）、「知恵創出 “目の輝き”」企業認定（全 34 社）、
これからの 1000 年を紡ぐ企業認定（全 24 社）

※事業概要等は、後述の「6（2）制度の整備に関する事項」にて記載

京都府全域では、例えば、新たな産業文化を創生する企業グループの形成から、製品等の試作・研究開発、実用化に向けた市場開拓、生産設備投資等の一貫支援（令和 3 年度：「産学公の森」推進事業、424,000 千円）や、IoT による中小企業連携・一体化（受注・設計・生産進捗管理等の情報、工作機械等の共有化）を促進し、中小企業の生産性・競争力アップの支援（令和 3 年度：中小企業共同型ものづくり支援事業（中小企業シェアリング事業）、140,000 千円）等を行っている。

また、企業立地の促進については、市内で本社や工場を新增設する、製造業、ソフトウェア業、情報処理サービス業の企業に対し、対象事業に伴って取得した固定資産税（土地を除く）等の相当額を補助金として交付する「企業立地促進制度補助金」を創設し、制度創設以降、193 件（令和 3 年 3 月末）の設備投資を支援するなど、多数の企業集積に繋げている（令和 3 年度予算：戦略的企業誘致の推進、811,400 千円）。

京都市内への立地を希望する企業のニーズに応えるため、久我の工業専用地域において、

企業立地促進制度の充実、土地所有者奨励金制度の創設など、企業誘致及び用地創出を推進する取組を実施しているほか、京都の未来を見据えてより中長期的な観点から、学術研究・先端産業等の産業集積のあり方について検討を行うとともに、それを実現するための用地創出に取り組んでいる。（令和３年度予算：未来の京都の成長・発展を支える学術研究・先端産業等用地の新たな創出，3,000 千円）

京都府全域では、「京都府雇用の安定・創出と地域経済の活性化を図るための企業等の立地促進に関する条例」及び「京都府伝統と文化のものづくり産業振興条例」に基づき、税の特例措置や「雇用のための企業立地促進融資制度」による低利融資制度と併せて、企業等の誘致を促進し、雇用の安定・創出と地域の特性を生かした産業の集積を図っている。

成長ものづくり分野での地域経済牽引事業を促進することにより、京都市の多様な分野における企業間取引の創出及び拡大につなげ、分野を越えた波及効果を生み出し、日本企業の高い技術力や良質な商品・サービスを求める海外諸国などの域外需要獲得につなげていく。

②京都市の ICT 関連の産業集積を活用した第４次産業革命分野

京都市は、付加価値の高いものづくりを追求することで、技術や技能、感性を磨き上げ、清水焼の焼成技術がセラミックコンデンサーにつながるなど、伝統産業を先端産業へ発展させてきた歴史がある。これらの技術革新が、電子機器・通信を含めた ICT 関連での新製品・新サービスを生み出すなど、ICT 関連産業を育て、成長させてきた。平成 26 年経済センサス基礎調査によると、京都市のサービス関連業のうち情報通信業においては、事業所数 796 箇所（特別区を除く市町村順位 9 位）、従業員数 12,658 人（特別区を除く市町村順位 10 位）の実績がある。

また、京都市には、京都府情報産業協会（会員 66 社）や京都コンピューターシステム事業協同組合（会員 36 社）をはじめとした、ICT 関連企業同士の連携を強化する団体が存在するとともに、ICT を活用した地域住民等への新製品・新サービスを提供してきた公益財団法人京都高度技術研究所をはじめとする産業支援機関が存在している。

これらの団体、支援機関及び行政が連携して進める取組は、平成 28 年 7 月に「地方版 IoT 推進ラボ」として選定を受けており、国とも連携した取組を進めている。

さらに、京都市には、国立大学法人京都大学をはじめとした、多様で高度な研究成果を誇る大学・研究機関が豊富に立地している。

京都市にとって、これらの団体、大学・研究機関及び産業支援機関等は、IoT や人工知能を活用したビジネスに関する第４次産業革命関連分野において、地域経済牽引事業を創出・促進していくための不可欠な基盤であるとともに、本市が生かしていくべき特性である。平成 28 年 3 月に策定した「京都市産業戦略ビジョン」に基づき、これらの機関等と連携しながら、ICT を活用した新産業創出等に取り組んでいる。

第４次産業革命関連分野での地域経済牽引事業を促進することにより、情報通信業の新事業創出支援や伝統産業における技術伝承支援、デジタルアーカイブ化支援を図ることができ

るなど、京都市の多様な分野における企業間取引の創出及び拡大につなげ、分野を越えた波及効果を生み出し、日本企業の高い技術力や良質な商品・サービスを求める海外諸国などの域外需要獲得につなげていく。

③京都市の 1200 年を超える歴史に育まれた多様な文化等の観光資源を活用した観光・スポーツ・文化分野

京都市には、悠久の歴史に育まれた寺社等の建築物、文学・芸能・茶道・華道等の芸道、会席料理等の食に代表される文化やプロスポーツ、駅伝・マラソンをはじめとするスポーツ大会など様々な観光資源がある。

千年以上にわたって日本の首都であり続けた京都は、人・モノ・情報が集中する場であった。同時に、国内外との交流を通じて多様な文化を受け入れながら、伝統の上に革新を重ね、絶えず新たな文化芸術を生み出してきたまちでもある。

平成28年3月に、文化庁の京都への全面的な移転が決定したことを契機に、京都市では、文化芸術資源を生かした地方創生のモデルとなる取組を発信していくため、産業・観光、福祉、まちづくり等の様々な分野との連携を強化した施策を推進している。

寺社等の建築物としては、世界遺産「古都京都の文化財」を構成する17件の社寺・城のうち14件が所在するほか、国登録文化財については、全国比で、国宝の約20%、重要文化財の約15%を占め、国指定、市指定等を合わせると文化財は実に3,000件を超えるなど、日本の財産が集積している都市である。

同時に、美しい自然に恵まれた山紫水明のまち京都は、人々の情緒豊かな感性を育み、文学や芸能、茶道や華道、懐石料理等の文化を開花させ、茶室の床柱として付加価値の高い北山杉の生産や九条ねぎ、賀茂茄子といったブランド価値を高めた京野菜の生産等、多くの産業を発展させてきた。こうした文化は、祇園祭をはじめ、葵祭、時代祭の京都三大祭りをはじめとする様々な伝統行事によって、衣装や道具など目に見える形で表されている。

さらに、社寺仏閣で行われる祭礼行事のほか、地蔵盆のように地域の担い手により連綿と継承されている暮らしの文化も数多く存在する。

こうした豊富な文化資源を有することなどもあり、京都市への年間観光客数は、平成 20 年に初めて 5,000 万人を突破し、平成 25 年以降は 7 年連続で 5,000 万人を超えている。北米の人気旅行雑誌「トラベルアンドレジャー誌」の読者アンケートにおいて 2 年連続で世界 1 位に選ばれた効果もあり、外国人宿泊客数は、平成 27 年に 300 万人を突破した。また、観光消費額は令和元年には 1 兆 2367 億円となっている。

また、公益財団法人京都市文化交流コンベンションビューローが中心となり、国際会議を積極的に誘致し、平成28年には開催件数58件となり、国内2位、世界順位44位となっている。

さらに、平成31年には、国際博物館会議（ICOM）の3年に1度の世界大会が日本で初めて、京都で開催され、ICOM京都大会2019京都推進委員会を中心に、大会受入体制の整備、大会及び府内博物館等のPRを実施した。加えて、令和3年には、「第14回国連犯罪防止刑事司法会議」が開催される等、高い経済波及効果が見込まれる国際会議の誘致が続いている。

国内各都市国際会議開催ランキング

都市名	2016年			2015年		
	国内順位	開催件数	世界順位	国内順位	開催件数	世界順位
東京	1	95	21	1	80	28
京都	2	58	44	2	45	57
大阪	3	25	100	4	23	115
福岡	4	23	111	3	30	85
横浜	5	21	120	5	22	117
神戸				8	13	191
札幌	7	17	152	6	18	139
名古屋	8	16	160	7	14	182
仙台	9	13	203	10	9	254
広島	10	9	279	-	-	-

出典:ICCA 統計

こうした中、観光の質、満足度を高めるために、平成28年10月に策定した「京都市宿泊施設拡充・誘致方針」に基づき、安心安全で地域と調和した宿泊観光の向上に向けた取組を推進している。同方針に基づき、平成29年5月に「京都市上質宿泊施設誘致制度」を創設し、宿泊施設の立地が制限されている区域（住居専用地域、工業地域、市街化調整区域）における宿泊施設計画について、地域特性を最大限に活用して、そこでしか味わえない奥深い京都の魅力が体験でき、地域活性化及び京都経済の発展に貢献する宿泊施設となるよう取り組んでいる。

観光産業は宿泊業、飲食サービス業、運輸業、旅行業等を中心に、農林業、伝統産業、製造業など幅広い産業に関連する非常に裾野の広い総合産業である。伝統ある京都の魅力を生かした観光振興、さらにはMICE誘致やスポーツ・文化等を生かした新たな視点での観光による交流人口の増加を図っていく。

また、京都市をホームタウンとするプロスポーツチームとして「京都サンガF.C.」（日本プロサッカーリーグ）、「京都ハンナリーズ」（日本プロバスケットボールリーグ）、「京都フローラ」（日本女子プロ野球リーグ）の3チームがあり、プロの迫力を間近で体感する「スポーツの魅力」を感じることができる都市でもある。

東京オリンピック・パラリンピックの開催を契機として、日本各地での文化・芸術による地域活性化が図られており、京都市は積極的に参加し、京都府や京都商工会議所等と実行委員会を結成し、「京都文化力プロジェクト」において京都から文化・芸術を世界に発信してきた。

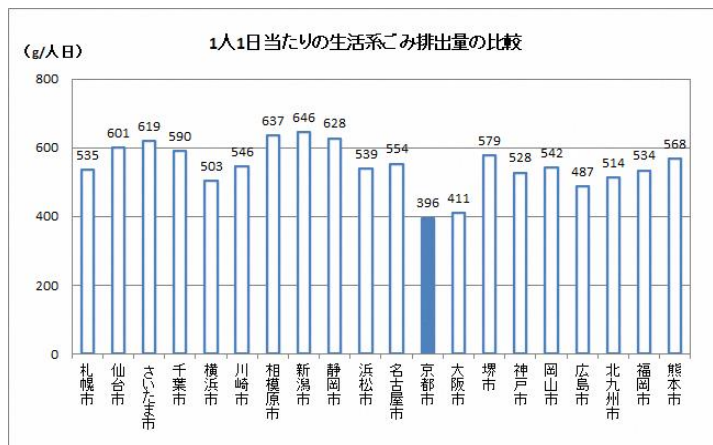
さらに、平成31年には「ラグビーワールドカップ2019」が開催されたほか、令和4年には国際的な生涯スポーツの祭典である「ワールドマスターズゲームズ2021関西」が関西一円で開催され、京都市では大会のオープニングを飾る開会式と陸上競技（トラック&フィールド）、バドミントン、スカッシュ、空手道の4競技を実施し、世界中から入浴する多くの参加者に京都市の魅力を発信する絶好の機会となる。

こうした世界の人々に注目される機会に恵まれたタイミングで、観光・スポーツ・文化分

野における地域経済牽引事業の促進を図ることは、京都市域の人々が国内だけでなく世界の人々と文化的に交わり、市民生活の中で受け継がれていた文化にさらに磨きがかかる機会になるとともに、新たな価値・新たな文化の創出につながり、文化によって経済を活性化させることができる。

④京都市のグリーン産業の産業集積を活用した環境・エネルギー分野

京都市では、再生可能エネルギーや次世代デバイス等に取り組みグリーン産業（経済活動から生み出される成果により、良い環境影響を導き出すこと、あるいは環境影響に悪い要因を取り除くことを実現する産業）関連企業が集積している。平成 26 年工業統計調査によると、京都市の製造業のうち、電子部品・



デバイス・電子回路及び電気機械器具（従業者 4 人以上）の合計においては、事業所数 139 箇所（製造業全体 2,296 箇所の約 1 割）、従業員数 12,106 人（製造業全体 62,501 人の約 2 割）の実績がある。また、京都市は、平成 9 年に世界初の地球温暖化対策に関する国際的な約束事「京都議定書」が採択された地域であり、平成 16 年には、全国で初めて地球温暖化対策に特化した条例として、「京都市地球温暖化対策条例」を制定している。加えて、平成 2 年から平成 30 年にかけて、エネルギー消費量の約 3 割削減（約 30,000 テラジュール削減）を達成し、また、1 人 1 日当たりの生活系ごみ排出量では指定都市で最も少ない量（396 グラム）を達成するなど（令和元年度環境省「一般廃棄物処理事業実態調査」）、市民・事業者等の全ての主体が一体となり、環境・エネルギー分野の課題解決に取り組んできた実績がある。

さらに、京都市には、国立大学法人京都大学をはじめとした、環境・エネルギー分野における最先端の研究開発を進める大学・研究機関が豊富に立地している。加えて、地方独立行政法人京都市産業技術研究所、公益財団法人京都高度技術研究所や、京都市・京都府・経済界のオール京都体制で設立した「京都知恵産業創造の森」など、産学公連携等において豊富な実績を有する産業支援機関等も存在している。

京都市にとって、これらの企業集積、大学・研究機関及び産業支援機関等は、再生可能エネルギーや蓄電池、次世代デバイス・部素材、エネルギーマネジメントシステム、省エネ住宅・建築物等の環境・エネルギー分野において、地域経済牽引事業を創出・促進していくための不可欠な基盤であるとともに、本市が生かしていくべき特性である。本市では、これらの機関等と連携しながら、セルロースナノファイバー（紙の繊維から作られる、鉄の 5 倍の

強さと軽さを併せ持つ新素材)等の新素材開発の支援や大学と中小企業のマッチング等にも取り組んでいる（令和３年度予算：グリーンイノベーション創出総合支援事業，48,800千円）。

環境・エネルギー分野での地域経済牽引事業を促進することにより，環境センシング・環境浄化から省エネルギーに係る材料・製品の開発や，再生可能エネルギー普及に係る機器製造等の事業展開を図ることができるなど，京都市の多様な分野における企業間取引の創出及び拡大につなげ，分野を越えた波及効果を生み出し，日本企業の高い技術力や良質な商品・サービスを求める海外諸国などの域外需要獲得につなげていく。

⑤京都市の医療・健康関連等の産業集積を活用したヘルスケア・ライフサイエンス分野

京都市の医療・健康関連産業は，平成26年経済センサス基礎調査によると，医療用機械器具・医療用品製造業の事業所数46箇所，従業者数1,543人といずれも4位（特別区除く市町村順位），医薬品製造業の事業所数15箇所と5位（特別区除く市町村順位）であり，ヘルスケア・ライフサイエンス分野における産業集積がある。また，伏見の清酒をはじめ，古来より酒造りが盛んな土地であり，その発酵技術にバイオテクノロジーが活用されるなど，バイオ関連や食品，研究試薬に関連する企業も存在している。さらに，病気を予防するヘルスケア製品や介護機器等の開発も進められており，これらに関連する企業も存在する。

加えて，京都市はiPS細胞研究で世界をリードしており，京都大学iPS細胞研究所等において，iPS細胞医療応用の加速化を進めている。厚生労働省が許可する細胞培養加工施設全国59箇所のうち国立大学法人京都大学，京都府立医科大学ほか計5箇所が立地している。また，京都大学医学部附属病院は，全国14箇所ある臨床研究中核病院の一つとして国際水準の臨床研究や医師主導治験の中心的な役割を担っており，京都市にはヘルスケア・ライフサイエンス分野における最先端の研究開発を進める大学・研究機関が豊富に立地している。

さらに，地方独立行政法人京都市産業技術研究所，公益財団法人京都高度技術研究所など，産学公連携等において豊富な実績を有する産業支援機関も存在している。

京都市にとって，これらの企業集積，大学・研究機関及び産業支援機関等は，医療，健康，福祉，介護，地場資源等のヘルスケア・ライフサイエンス分野において，地域経済牽引事業を創出・促進していくための不可欠な基盤であるとともに，本市が生かしていくべき特性である。本市では，これらの機関等と連携しながら，次世代医療，健康，福祉，介護及び地場資源活性化といった各分野での新産業創出等に取り組んでいる（令和３年度予算：ライフイノベーション創出支援事業，75,900千円）。

ヘルスケア・ライフサイエンス分野での地域経済牽引事業を促進することにより，革新的な医療技術開発や，疾病予防・健康増進を促進させる事業の拡大を図ることができるなど，京都市の多様な分野における企業間取引の創出及び拡大につなげ，分野を越えた波及効果を生み出し，日本企業の高い技術力や良質な商品・サービスを求める海外諸国などの域外需要獲得へつなげていく。

⑥京都市のコンテンツ関連の産業集積を活用したコンテンツ産業分野

京都市は、源氏物語や方丈記、世界最古の漫画とも称される「鳥獣人物戯画」などの多くの文学や能、狂言、歌舞伎、茶道、華道、香道など、千年以上にわたって良質な文化を生み出してきた土壌を有するほか、日本映画を支え続けている映画撮影所や、国内ゲーム機販売台数の6割以上を占めるゲーム関連企業（平成27年実績。平成29年7月メディア・ソフトの製作及び流通の実態に関する調査研究報告書及び企業ホームページより）などの特色ある企業が集積している。

また、京都市はマンガ等を専門に学べる大学・専門学校や総人口（147万人）の約1割に相当する学生（15万人）を有し、さらに学生人口に占める芸術系学部生の割合は、全国平均（2.7%）の約2倍（5.1%）であるなど、コンテンツ関連産業を支える教育機関が集積している。加えて、京都市は伝統産業をはじめとした「ものづくり都市」であり、他産業と結びつきやすいコンテンツ産業の特性を生かした新たなビジネス展開を可能としている。

これらの地域特性を踏まえ、我が国初のマンガ文化の総合拠点として平成18年11月に開館した「京都国際マンガミュージアム」（学校法人京都精華大学との共同事業）には、これまで360万人以上が来館しているほか、平成24年からは、ビジネスマッチングや担い手育成等を目指した西日本最大規模の見本市「京都国際マンガ・アニメフェア」を毎年開催し、これまでに1,000種類以上の商品開発に成功するとともに、国内外から約4万人の参加者が訪れているといった実績がある。

京都市にとって、これらの地域特性、企業・教育機関の集積及び京都国際マンガミュージアムの存在等は、マンガ、アニメ、ゲーム等のコンテンツ関連産業などの分野において、地域経済牽引事業を創出・促進していくための不可欠な基盤であるとともに、本市が生かしていくべき特性であり、コンテンツの創造、ツールとしてのコンテンツの活用の2つの視点の下、新事業創出等に取り組んでいる（令和3年度予算：コンテンツ産業推進事業、62,000千円）。

また、京都府全域で、映像を核としたクロスメディア産業の育成と府内への波及を進めるため、産学公で設置した「京都クロスメディアパーク推進会議」のもと、拠点の整備、担い手育成、国際ネットワークの形成、府域に波及効果をもたらす事業を総合的に展開している。（令和3年度予算：京都クロスメディアパーク整備事業、48,700千円）

コンテンツ分野での地域経済牽引事業を促進することにより、マンガ家やクリエイター志望者の呼び込みや、伝統産業などの文化と融合した新商品開発を図ることができるなど、京都市の多様な分野における企業間取引の創出及び拡大につなげ、分野を越えた波及効果を生み出していく。また、京都市を舞台としたマンガ、アニメ等の作品を活用することで、海外諸国などの域外需要獲得につなげていく。

⑦京都市のソーシャルビジネスに取り組む人材を活用したまちづくり分野

京都市は、平成11年に「京都市基本構想」を策定し、歴史的風土や自然環境と調和した町並みの美しさを守ることや大量生産・大量消費・大量廃棄型の都市文明のあり方に対して、環境との調和をめざす持続可能な社会を目指すことを明記した。

また、明治維新後に市民が自ら寄付金を集め、小学校を設立し、小学校の運営や行政機能の一部を担った歴史的な背景が今も息づき、伝統行事の運営から門掃きまで幅広い市民主体の地域活動が活発に行われており、平成15年には指定都市初の「市民参加推進条例」を制定し、全国に先駆けて市民参加を推進してきた。さらに、平成20年から数値化されない価値の重要性について考えるシンポジウム「京都流議定書」が、企業主体によって毎年開催されているほか、平成21年には企業の社会に信頼を置く取組を促進及び支援することを目的に京都の経済団体や中間支援組織、行政の連携によって「京都CSR推進協議会」が設立されたところ。このような背景から、農家を志す若者の就労支援、京都市の景観を形作る町家の再生・活用の事業等、ソーシャルビジネスに取り組む事業者が152社存在し、他自治体の1~4事業者（平成27年度全国市長会への照会）に比べて突出して多く、企業の社会的な取組を推進する人材（ソーシャルビジネスに取り組む人材）が京都に集まり、それぞれの動きが活発である。

こうした中、京都市は平成26年に全国初の「京都市ソーシャル・イノベーション・クラスター構想」を発表し、市民、企業、NPO、大学などの多様な組織や個人が社会課題の解決に挑戦することで、過度の効率性や競争原理とは異なる価値観を、日本はもとより、世界に広めようとしている。具体的には、推進機関として公益財団法人京都高度技術研究所内に「京都市ソーシャルイノベーション研究所」、通称「SILK（シルク）」を設置し（メンバー20名）、事業者への個別相談、イノベーション・キュレーター塾によるソーシャルビジネスの担い手育成、全国からソーシャルビジネスに関心を持つ自治体や企業が講座等へ参加・交流するサミットの開催（1,044名）、ソーシャルイノベーションに取り組む企業の「経営理念」を学ぶセミナーやツアーを提供（累計48,124人）、社会的企業の誘致（7件）、指定都市唯一のソーシャルビジネスに関する認定制度である「これからの1,000年を紡ぐ企業認定」（24件）や認定企業に対する金融機関のファンドによる支援等に取り組んでいる。（令和3年度予算額：11,500千円）

また、京都市には、京都市ソーシャルイノベーション研究所のメンバー（21名）、同研究所の人材育成プログラム修了生（78名）に加え、ソーシャルビジネスに関するコースを設置している大学・短期大学が存在するなど、ソーシャルビジネスに取り組む人材が集積しているとともに、育成する基盤がある。

なお、最近では、世界の株式市場において、財務指標に表れない企業の見えない価値に着目し、「環境（E）」「社会（S）」「企業統治（G）」の3分野に取り組む企業を投資先として選ぶESG投資が広がっており、京都市における上記の取組を広げていくことで、京都企業への投資が進むことも期待されると同時に、市民のエシカル消費（環境に配慮された消費、人・社会に配慮された消費、地域に配慮された消費等）を促すなど、サプライチェーンに負担を

掛けずに成長を目指す社会的企業の活動を更に推進し、雇用を創出することで持続可能な地域社会の構築につなげるといった好循環を生み出していくことで、ソーシャルビジネスに取り組む人材を活用したまちづくりを推進していく。

⑧京都市の飲料食品製造業の産業集積を活用した飲食料品分野

京都市は、地形的に三方を山地に囲まれている盆地であり、豊富な地下水に恵まれていることから、歴史的に清酒の製造が盛んであり、大手清酒製造会社が集積している。また、漬物や豆腐・油揚げなどの伝統的な食料品をはじめとする食料品製造業も盛んで、RESASによると平成28年の事業所数は全国市町村で2位、従業者数は9位、付加価値額は23位となっており、本市に強みがある産業となっている。加えて、食料品製造業における従業者数は本市製造業の中で最も多く、雇用を支えるうえでも重要な産業である。

地方独立行政法人京都市産業技術研究所において、付加価値の高い日本酒製造に利用できる「京都酵母」を開発するとともに、醸造技術を活用した清涼飲料や製菓原料等の開発を行うなど、酒造業者や食品製造業者への支援に取り組んでいる。また、「京都酵母」の育種に活用したバイオ計測技術を応用し、研究開発用試験キット、計測デバイスの開発を行い、市内企業と共に製品化し、事業展開を支援するなど、飲食料品分野で培った技術を、バイオ関連産業の振興にも役立てている。

京都市は、人口147万人が暮らす都市であるとともに、国内外から多くの観光客が訪れる観光都市でもあり、域内における飲食料品の需要が高いことに加え、第二京阪国道、京都縦貫道路など広域交通網の結節点として多方面配送による域外需要の獲得にも適した地域である。

これらのことから飲料食品製造業の産業集積を活用した飲食料品分野の更なる充実を図り、地域経済の活性化に取り組んでいく。

⑨京都市の高速道路網等の交通インフラを活用した物流関連分野

京都市の交通インフラの整備状況は、市南部を東西に名神高速道路が横断し、南北に縦断している国道1号と第二京阪道路が京滋バイパスに結節しており、近畿地方の主要都市である、大阪市まで約40分、神戸市まで約55分でアクセスできるだけでなく、名古屋市まで約2時間と東海地方へのアクセスにも優れている。また、市西部には京都縦貫自動車道が整備されており、舞鶴港まで約1時間30分でアクセスできる等、京都府北部や北陸方面への交通便利性も高く、多方面への広域アクセスに適した地域となっている。

今後は、名神高速道路と第二京阪道路を接続する京都南ジャンクションの建設が予定されており、広域交通網の一層の充実が見込まれる。

京都市においても、第二京阪道路の鴨川東出入口から上鳥羽出入口間について、阪神高速道路株式会社とともに整備を行ってきた。また、京都市南部地域と東部地域を結ぶ新十条通（稲荷山トンネル）について、阪神高速株式会社から移管を受け、アクセス向上と周辺道路

の渋滞緩和のため、通行料金を無償化するなど、広域道路網の充実に取り組んできている。

これらの充実した交通インフラに加え、市南部は製造業の産業集積が進み、物流関連産業への需要も多いことから、大手物流企業の本社をはじめ運輸業、郵便業が集積している。R E S A Sによると平成28年の京都市の運輸業、郵便業の事業所数は全国市町村で14位、従業者数は13位、付加価値額は8位となっており、本市に強みがある産業となっている。また、平成28年の運輸業、郵便業の従業者数も3万人を超え、全産業の従業者数の約5%を占めており、雇用面においても重要な産業となっている。

物流関連産業では、近年、インターネット通販市場等の拡大に伴う、多品種、小ロットの対応が求められていること、また、事業拡大や事業運営の効率向上のため、商品保管機能や輸配送機能の高度化が求められている。こうした中、先進的物流施設への需要が高まっており、物流事業者および荷主企業の積極的な物流機能強化がみられ、大量の配送物を短期間で処理するための物流施設や保管・流通加工機能を備えた最新技術を用いた物流施設等の需要が増加している。

そこで、本市の充実した交通インフラを活用し、製造業とも密接に関わりのある物流関連産業の振興により、各分野の産業との相乗効果を発揮させ、地域経済全体の活性化を図る。

6 地域経済牽引事業の促進に資する制度の整備、公共データの民間公開の推進その他の地域経済牽引事業の促進に必要な事業環境の整備に関する事項

(1) 総論

地域の特性を生かして各種分野における地域経済牽引事業を促進していくためには、地域の事業者のニーズをしっかりと把握し、適切な事業環境の整備を行っていく必要がある。事業者ニーズを踏まえた各種事業環境整備にあたっては、国の支援策等の活用も図りつつ、引き続き中小企業を主とする地域の企業の経済基盤強化や新事業展開、成長分野への参入支援等の施策・事業を積極的に推進する。

(2) 制度の整備に関する事項

①戦略的企業誘致の推進

「企業立地総合支援窓口」を設置して、都市計画や建築等のハード部門との強固な連携のもと、企業の多彩なニーズにワンストップで対応するとともに、企業立地促進制度の運用を通じて、市内企業の市外流出を防止し、市外からの企業さらには海外からの企業誘致に取り組む。

【令和3年度予算：811,400千円】

②未来の京都の成長・発展を支える学術研究・先端産業等用地の新たな創出

久我の工業専用地域において、企業立地促進制度の充実、土地所有者奨励金制度の創設など、企業誘致及び用地創出を推進する取組を実施する。

また、京都の未来を見据えてより中長期的な観点から、学術研究・先端産業等の産業集積のあり方や用地創出の手法等に取り組んでいる。

【令和3年度予算：3,000千円】

③企業育成支援

・未来創造型企業支援プロジェクト

次代の京都市経済を担う企業の発掘・育成を図る「京都市ベンチャー企業目利き委員会」を核に、企業の更なる発展を加速させる。

【令和3年度予算：7,839千円】

・中小企業パワーアッププロジェクト

経営革新により持続的な成長が期待される企業への「オスカー認定」を核に、企業の更なる発展を加速させる。

【令和3年度予算：11,500千円】

・知恵産業融合センター推進事業

地方独立行政法人京都市産業技術研究所の技術力をベースにした企業への技術支援や企業マッチング等に取り組み、伝統技術と先進技術の融合や新たな「気づき」による新技術・新商品の開発等を行った企業を「知恵創出“目の輝き”」企業として認定するなど、知恵産業を技術面から推進する。

【令和3年度予算：7,673千円】

・京都市ソーシャル・イノベーション・クラスター創造事業の推進

農家を志す若者の就農支援や、すべてのひとが親しめる伝統産業製品の開発・販売など、ビジネスの手法で様々な社会的課題の解決を図ろうとする企業（社会的企業）に対し、認定制度（これからの1000年を紡ぐ企業認定制度）の運用による社会的信用の付与や京都市ソーシャルイノベーション研究所を核とした産学官金の連携による各種サポート策の充実を図る。

【令和3年度予算：11,500千円】

④グリーンイノベーション創出総合支援事業

グリーン（環境・エネルギー）産業の創出を図るため、技術開発・製品開発に向けた産学又は企業間の橋渡しを行う体制を整備し、産学公連携によるプロジェクトの形成を進めるとともに、グリーン企業の販路開拓に向けた情報発信などの支援を行う。

【令和3年度予算：48,800千円】

⑤ライフイノベーション創出支援事業

「次世代医療分野」、「健康・福祉・介護分野」及び「地場資源活性化分野」において、京都発のライフイノベーションの創出に取り組む。

国立大学法人京都大学内に設置した「京都市ライフイノベーション創出支援センター」を拠点として、高度な知識、経験等を持つコーディネータが大学研究者と企業等とのマッチングを行うとともに、補助金の交付や起業する担い手の育成を実施することにより、新たな医療機器等の開発の促進や、大学の研究シーズの着実な事業化を図る。

【令和 3 年度予算：75,900 千円】

⑥コンテンツ産業推進事業

マンガ・アニメ・ゲームなど今後も成長が見込まれるコンテンツ産業に関する地域資源を活用し、京都におけるコンテンツ市場の拡大を図る。

【令和 3 年度予算：62,000 千円】

⑦デジタル化の推進

経済団体等と連携しながら、専門家による経営課題、業務課題の分析から、課題解決に向けた最適な IT ツールの選定、導入までを支援するとともに、デジタル化の好事例を中小企業に発信し、支援効果が最大限波及するよう取り組むことで、着実に中小企業のデジタル化を推進する。

【令和 3 年度予算：156,000 千円】

⑧観光振興・MICE 誘致の推進

京都市観光協会を中心に関連団体との緊密な連携の下、マーケティング機能の体制を強化するなど、「観光地経営」の視点に立った観光地域づくりの舵取り役となる京都市版 DMO としての取組を推進する。

【令和 3 年度予算：7,500 千円】

誘致・受入体制の強化及び誘致活動の充実など、MICE 国際競争力強化に向けた取組を展開し、MICE の開催件数の増加、市域への経済効果の拡大を図る。

【令和 3 年度予算：40,500 千円】

⑨地方創生関連施策

政府が進める「人づくり革命」を地域から牽引するため、新たなネットワークの創出やオープンイノベーション、産学公連携、異業種交流等を通じて、地域経済を支える産業人材の育成を目指す。

また、京都独自の持続的経営モデルの実践や、次代の産業の担い手の総合的な育成事業を図ることとしており、中小企業庁所管の中小企業大学校と連携し、中小企業の人づくりに向けた専門研修等の充実に向け、取り組んでいる。

そのため、平成 30 年度以降、地方創生推進交付金を活用し、「京都経済センター」において、官民連携により、中小企業の人材育成等人づくりの総合的な支援や中小企業の育成

を行っており、令和3年度以降も、引き続き上記支援について、地方創生推進交付金を活用する。

上記の支援を行うことで、能力の高い人材が域内に供給され、企業の生産性が向上するとともに、新たな事業を行う企業や起業が増加し、雇用の増加や取引を行う企業の売上増加が見込まれるため、京都市の伝統産業・先端産業等製造業の産業集積を活用した成長ものづくり分野の付加価値向上につなげる。

(3) 情報処理の促進のための環境の整備（公共データの民間公開に関する事項等）

「京都市高度情報化推進のための基本方針」（平成28年9月策定）を指針として、各分野においてICTの戦略的かつ積極的な利活用を進めることとしている。

この方針に基づき京都市が保有する行政データを公開した「京都市オープンデータポータルサイト」（平成28年11月公開）の拡充を図るとともに、市民・地元事業者との意見交換会を行い、データ利用のニーズ把握を行う等、利活用に向けた取り組みを推進する。

(4) 事業者からの事業環境整備の提案への対応

京都府商工労働観光部内、京都市産業観光局内に、事業者の抱える課題解決のための相談窓口を設置する。また、事業環境整備の提案を受けた場合の対応については、本市関連部署等を含めた内部検討を行ったうえで適切に対応する。

(5) その他の事業環境整備に関する事項

(2) に同じ

(6) 実施スケジュール

取組事項	平成29年度 (初年度)	平成30年度	令和元年度～ 令和4年度	令和5年度 (最終年度)
【制度の整備】				
①戦略的企業誘致の推進	実施	実施	実施	実施
②未来の京都の成長・発展を支える 学術研究・先端産業等用地の新たな創出	実施	実施	実施	実施
③企業育成支援	実施	実施	実施	実施
④グリーンイノベーション創出総合支援事業 ※令和2年度までは「京	実施	実施	実施	実施

都市グリーン産業振興 ビジョン推進事業」とし て実施				
⑤ライフイノベーション 創出支援事業	実施	実施	実施	実施
⑥コンテンツ産業 推進事業	実施	実施	実施	実施
⑦デジタル化の推 進 ※平成 29～31 年度は IoT ビジネス推進事業、 令和 2 年度は中小企業 等 I T 活用支援事業 を実施	実施	実施	実施	実施
⑧観光振興・MICE 誘致の推進	実施	実施	実施	実施
⑨地方創生関連施 策	検討	4 月 地方創生 交付金の交付決 定 6 月 府議会に て関連予算の審 議	運用	運用
【情報処理の促進のための環境整備（公共データの民間公開等）】				
①公共データの公 開、利活用の促進	実施	運用	運用	運用
【事業者からの事業環境整備の提案への対応】				
①相談窓口の設置	設置	運用	運用	運用

7 地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法に関する事項

(1) 支援の事業の方向性

地域が一体となって地域経済牽引事業を促進していくため、本市における公設試験研究機関である地方独立行政法人京都市産業技術研究所や、産業支援機関である公益財団法人京都高度技術研究所、京都府中小企業技術センター、さらに京都商工会議所などの様々な支援機関が十分に連携して効果的な支援活動を展開し、その効果を最大化していくことが重要である。

(2) 地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法

①地方独立行政法人京都市産業技術研究所

研究開発や製造工程の改善等で直面する課題や問題を解決、新商品や新技術の創出など、得意技術や専門的知見、さらには高度な研究開発機器を活用して技術面から企業を

支援している。

②公益財団法人京都高度技術研究所

次代の京都経済を担う ICT、ライフサイエンス、環境等の諸分野で産学公連携による研究開発や事業化を推進するとともに、ベンチャー・中小企業に対して販路開拓、専門家派遣、競争的資金獲得など、様々な支援を行っている。

③京都府中小企業技術センター

本推進地域を含め京都府全域を対象に、技術相談・依頼試験・機器貸付をはじめとした技術支援、研究会・セミナーによる担い手の育成、企業のニーズに応えた研究開発や産学公連携の推進、企業に役立つ技術情報の発信を業務の柱として、企業への支援を行っている。

④京都商工会議所

京都市に事業所を置く企業が運営しており、会員企業は 12,000 社となっている。中小企業の経営基盤の強化や担い手育成、事業継承、創業支援等に取り組むほか、平成 16 年から京都に関する知識を検定する「京都観光・文化検定試験」を実施し、毎年全国から多くの受験者が受験することで、京都の商工業の振興と地域社会の発展に大きな役割を果たしている。

⑤京北商工会

平成 17 年に合併した旧京北町の区域に位置しており、会員企業は 245 社となっている。過疎化の進む地域において、小規模事業者の経営相談、創業・第二創業・事業承継や認定申請支援、六次産業化・農商工連携の支援に取り組んでいるほか、移住者と連携した地域の魅力発信や地域産業の振興にも取り組む等、地域産業の核としての機能を果たしている。

8 環境の保全その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項

(1) 環境の保全

「京都市環境基本条例」、「京都市地球温暖化対策条例」等に基づき、環境負荷の低減や、低炭素社会の構築に取り組んでいる。平成 21 年 1 月には「環境モデル都市」に選定され、環境にやさしい低炭素型ライフスタイルへの転換や、イノベーションをはじめとした低炭素型経済・生産活動の発展など、温室効果ガスの大幅削減に向けた取組を進めている。

新規開発を行う場合は、周辺土地利用に鑑み、可能な限り自然環境に影響を与えないように配慮し、環境関係法令の順守や環境保全・環境負荷の低減に向けた十分な配慮を行うとともに、事業活動において環境保全への配慮や地域社会との調和を図るよう促し、必要な対応等を求めていくものとする。

特に、大規模な地域経済牽引事業を行うこととなった場合には、必要に応じて説明会等を実施するなど、事業活動等が住民をはじめとする様々な関係者の理解を得ていくための取組を進める。

さらに、以上のような環境に加え、社会、企業統治の観点に配慮した経営をしているこ

とが望ましい。

（２）安全な住民生活の保全

京都市では、平成 11 年に制定した「京都市生活安全条例」に基づき、市民、事業者等と連携して地域における防犯活動等の推進に努めている。また、平成 26 年には、京都府警等との連携の下、京都ならではの人間力、地域力を生かした「世界一安心・安全おもてなしのまち京都 市民ぐるみ推進運動」を展開し、安心して生活、滞在できる安全な地域社会に向けて取組を進めている。

また、京都府では、「京都府犯罪のない安心・安全なまちづくり条例」を制定し、市町村、府民、事業者等と連携した犯罪のない安心・安全なまちづくりに向けた府民運動を推進している。

これらの条例の趣旨を踏まえ、事故・犯罪の防止や、地域の安心・安全を守るため、地域の状況に応じて、府、市、事業者などがそれぞれの役割において、次の取組などについても、各警察署等と連携しながら努めるものとする。

・防犯設備の整備

促進区域における地域住民及び来訪客の犯罪被害を未然に防止するため、防犯カメラの設置や街灯の LED 化等の照明設備の充実を図る。

・防犯に配慮した施設の整備・管理

「道路、公園、駐車場等の安全の確保に関する指針」（京都府策定）等に基づき、道路、公園、駐車場、工場等における植栽の適切な配置及び剪定により、見通しを確保するなどの防犯性の高い環境を整備するほか、夜間において公共空間や空地が地域住民に迷惑を及ぼす行為に利用されないよう管理を徹底する。

・従業員等に対する防犯指導

従業員等に対して、法令の遵守や犯罪被害の未然防止について指導すると共に、警察から提供される防犯情報を活用して、従業員等に対する注意喚起に努める。また来日外国人等の従業員等がある場合には、当該外国人に対し、日本の法制度や事件事故遭遇時の通報要領について指導する。

・地域における防犯活動への協力

地域住民等が行う防犯ボランティア活動等への参加、必要な物品・場所等を提供するなどの協力を行う。

・不法就労の防止

来日外国人等を雇用しようとする際には、在留カード等により、当該外国人の就労資格の有無を確認するなど必要な措置をとる。

・地域住民との協働

地域経済牽引事業を実施するに当たっては、犯罪及び事故の防止並びに地域の安全と平穏の確保の観点から、地域住民の意見を聴取するよう努め、地域住民と連携した活動

を展開する。

- ・交通安全対策

促進区域の交通の安全と円滑化を図るため、駐車需要を充足する施設を建設し、周辺の道路整備等に当たっては、本計画の初期段階から警察等関係機関との十分な調整を図り、安全な道路交通環境を整備する。

また、日頃から従業員等の交通安全教育及び安全運転管理を徹底し、交通事故防止を図る。

- ・防犯に配慮した住宅の整備

従業員等用の共同住宅を整備する場合は、「共同住宅における犯罪の防止に関する指針」（京都府策定）に基づき、防犯に配慮するものとする。

- ・職域防犯対策の推進

防犯団体を結成し、警察からの助言や企業間の情報交換等を通じて、職域全体の防犯意識の高揚や防犯技能の向上を図りながら、防犯 CSR など自主的な防犯活動を進める。

- ・警察への連絡体制整備等

犯罪又は事故の発生時における警察への連絡体制を整備する。また、犯罪及び事故の防止並びに地域の安全と平穏の確保のため、警察活動に協力する。

- ・警察活動への支援

地域経済牽引事業の実施に伴い、犯罪及び事故の防止並びに地域の安全と平穏の確保のために、新たに必要となる警察活動や警察施設に対する行政支援をする。

（３）その他

毎年度の終了後、本計画と承認地域経済牽引事業計画に関するレビューを実施し、効果検証及び当該事業効果の見直しの検討を行い、本計画の変更等の必要な対応を行うこととする。

９ 地域経済牽引事業の促進を図るための土地利用の調整を行う場合にあっては、その基本的な事項

（１）総論

（農地及び市街化調整区域の範囲）

重点促進区域内においては、次のとおり農地及び市街化調整区域が存在するため、これらの区域において地域経済牽引事業を実施する場合は、土地利用調整計画を策定する必要がある。

【農地】※別表 1

【市街化調整区域】※別表 2

（地域内における公共施設整備の状況）

本区域は、区域中央を縦断する国道 1 号にアクセス可能な道路が東西に横断していることから、同道路を活用し、地域経済牽引事業を実施する場合は、新たに大規模な公共施設整備は必要としない。

電気は区域中央を縦断する国道 1 号及び東西に横断する道路まで引き込まれている。また、上水道については、エリア内を東西に横断している道路内には整備済みである。ガス及び下水道については、整備されていない。

なお、道路に面していない区域や電気・ガス・下水道が整備されていない等、インフラが未整備の箇所において地域経済牽引事業を実施する場合は、事業者において整備することとする。

（地域内の遊休地等の状況）

重点促進区域内においては、産業用途に活用できる遊休地等は存在していない。今後、遊休地等が確認され、これらの地域において地域経済牽引事業を実施する場合は、これら遊休地等を優先的に活用することとする。

（他計画との調和等）

農地及び市街化調整区域として重点促進区域に設定された土地については、「4 促進区域の区域内において特に重点的に地域経済牽引事業の促進を図るべき区域（重点促進区域）を定める場合にあっては、その区域」に記載のとおり他計画において方針が示されている。

本計画において、本区域では「京都市の伝統産業・先端産業等の製造業の産業集積を活用した成長ものづくり分野」、「京都市の ICT 関連の産業集積を活用した第 4 次産業革命分野」、「京都市のグリーン産業の産業集積を活用した環境・エネルギー分野」、「京都市の医療・健康関連等の産業集積を活用したヘルスケア・ライフサイエンス分野」、「飲料食品製造業の産業集積を活用した飲食料品分野」及び「京都市の高速道路網等の交通インフラを活用した物流関連分野」における地域経済牽引事業を見込んでいるが、本事業は京都市都市計画マスタープランに掲げている、市街化調整区における産業用地の維持、創出など、地域の将来像の実現にふさわしい土地利用の誘導などの方針と合致するものである。

また、京都農業振興地域整備計画書において、土地利用の構想として、新たな市街地の形成に当たっては、農地との調和を図りつつ、秩序ある土地利用を進めることとしている。なお、重点促進区域については、全域が農業振興地域外であることから、京都農業振興地域整備計画書において、農業上の利用を図るべき区域として設定した農用地区域は含まれていない。

このように、本計画は他計画との調和が図れたものである。

(関連計画における記載等)

【京都市都市計画マスタープラン】

市街化調整区域について、無秩序な開発を防止することを前提に、既存集落をはじめとする地域の定住人口の確保や、産業用地を維持し、創出するなど、地域の将来像の実現にふさわしい土地利用の誘導を図ることとしている。

【京都農業振興地域整備計画書】

土地利用の構想として、新たな市街地の形成に当たっては、農地との調和を図りつつ、秩序のある土地利用を進めることとしている。

なお、重点促進区域については、全域が農業振興地域外であることから、京都農業振興地域整備計画書において、農業上の利用を図るべき区域として設定した農用地区域は含まれていない。

(2) 土地の農業上の利用との調整に関し必要な事項

土地利用調整区域においては、遊休地を含め工場適地や業務用地を優先して設定することとする。また、土地利用調整区域への立地を想定していた事業者が立地を取りやめる、立地した事業者がその後すぐに撤退する等の事態が生じないように、具体的な立地ニーズや事業の見通しを踏まえて区域を設定する。やむを得ず土地利用調整区域に農地を含める場合においては、以下の方針により土地利用調整を行うこととする。

①農用地区域外での開発を優先すること

本区域は農用地区域を含まない。

②周辺の土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障が生じないようにすること

本区域には、集団的農地がある。やむを得ずこうした農地に土地利用調整区域を設定する場合でも、集団的農地の中央部を開発することで高性能農業機械による営農に支障が生じるような事態を避けるとともに、小規模の開発行為がまとまりなく行われることにより、農業生産基盤整備事業の実施や農地中間管理事業等の農地流動化施策の推進への支障が生じないようにするなど、農地の効率的かつ総合的な利用に支障が生じないようにすることとする。

③面積規模が最小限であること

やむを得ず農地において、地域経済牽引事業の用に供する施設を整備する場合には、個別の施設について計画する事業内容に基づき、立地ニーズを確認し、事業を行う上で必要最小限の面積をその用に供することとする。将来的な開発を見越して必要以上の面

積規模を確保することは避けることとする。

④面的整備を実施した地域を含まないこと

重点促進区域においては、既に、圃場整備事業が完了した区域が含まれるが、今後、当該事業の対象農地になった場合も、工事が完了した年度の翌年度の初日から起算して8年を経過しない間は、土地利用調整区域に含めないこととする。

⑤次の事項により、農地中間管理機構関連の取組に支障が生じないようにすること

土地改良法第87条の3第1項の規定により行う土地改良事業（以下「農地中間管理機構関連事業」という。）として農業者の費用負担を求めずに事業を実施した農地について

- ・農地中間管理権の存続期間中は土地利用調整区域に含めない。
- ・農地中間管理機構関連事業を行う予定のあることが公にされている農地についても土地利用調整区域に含めない。
- ・農地中間管理権の存続期間が満了した農地についても、上記①～③までの考え方に基づき、やむを得ない場合でなければ土地利用調整区域に含めない。
- ・農地中間管理事業を重点的に実施する区域（重点実施区域）内の農地以外での開発を優先する。

（３）市街化調整区域における土地利用の調整に関し必要な事項

本制度を活用した市街化調整区域における農地法及び農振法に係るもの以外の土地利用調整は行わないこととし、本区域においては、周辺の市街化を促進する恐れがないことを前提に、地区計画を設定・適用し、適正な立地誘導を図ることとする。

１０ 計画期間

本計画の計画期間は計画同意の日から令和５年度末日、又は、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律（平成２９年法律第４７号）附則第７条第１項に基づき地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成１９年法律第４０号）の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて変更された地域における地域経済牽引事業の促進に関する基本的な方針（以下「新基本方針」という。）に基づいて、令和５年度末日までに改めて基本計画（以下「新基本計画」という。）を作成する場合は、当該新基本計画の同意日の前日のいずれか早い日までとする。

（新基本方針に基づいて新基本計画を令和５年度中に作成する予定である。そのため、令和５年度をその準備期間として位置づけ、計画期間を令和５年度末日、又は、新基本方針に基づいて、令和５年度末日までに改めて新基本計画を作成する場合は、当該新基本計画の同意日の前日のいずれか早い日までとする。）

